

公益財団法人小山市体育協会スポーツ顕彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、小山市のスポーツ振興に貢献し、その功績が顕著なもの及びスポーツ界で優秀な成績を収めたものに対し、その栄誉を顕彰することに関して必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) 優秀選手・団体賞
- (3) 優秀監督・指導者賞
- (4) 特別賞
- (5) 感謝状

(選考基準)

第3条 表彰の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
 - ア 永年にわたって、本市スポーツの普及・振興に尽力し、著しい功績のあった者
 - イ 特に公益財団法人小山市体育協会（以下「協会」という。）発展のために、永年にわたって多大な功績があると認められた者
- (2) 優秀選手・団体賞
 - ア 全県的に開催されるスポーツ大会に出場し、優勝した選手及び団体
 - イ 関東及び全国的なスポーツ大会に出場し、優勝若しくは優秀な成績を収めた選手及び団体
 - ウ その他、協会に加盟し、上記ア又はイの大会に類すると認められる大会に出場して、その成績が上記ア又はイの各基準に適合すると認められた選手及び団体
- (3) 優秀監督・指導者賞
 - ア 前号ア・イ・ウに該当する選手又は団体の監督として出場し、相応の成績を収め、その実績を認められた者
 - イ その他、協会の組織に加盟し、他の模範と認められる選手及び団体の育成・指導に当たり、永年にわたる実績を認められた者
- (4) 特別賞
 - ア 国際大会に出場した選手及び団体
 - イ 協会に加盟している団体内において、日頃の活動状況が特に優れ、他の模範となる実績を収めた個人及び団体

(5) 感謝状

ア 協会の賛助会員として、永年貢献のあった個人及び団体

イ その他、永年にわたり協会の発展のために寄与された個人及び団体

2 前項第2号に規定する表彰の対象者は、協会加盟団体のうち、種目別体育団体（以下「競技団体」という。）及び学校体育団体（以下「学校団体」という。）に所属し、各団体の所属者名簿に記載された者とする。

（受賞者の推薦）

第4条 前条に該当するものがあるときは、協会の関係組織団体長が、別紙推薦書に必要事項を記入して、協会会長に推薦する。

2 前条第1項第2項に規定する表彰の対象者について、学校団体においては、学体連の主催する大会のみを対象とし、それ以外の大会については各競技団体から推薦するものとする。

（受賞者の決定）

第5条 前条により推薦されたものについて、選考委員会（総務委員会）選考し、理事会の承認を得て会長が決定する。

（表彰及び記念品）

第6条 受賞者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

（故人の表彰）

第7条 前回の表彰以降において死亡した表彰該当者についても、表彰の対象とすることができる。

（補則）

第8条 表彰に関する細部については、会長が別に定める。

（変更）

第9条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年4月1日）

この規程は、令和2年10月1日より施行する。（第3条選考基準の追加）

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

（第4条受賞者の推薦での学体連の扱いを追加）

この規程は、令和2年10月1日より施行する。（第5条受賞者の決定の一部改正）